

23 国際第 1171 号

関税割当公表第 66 号

平成 24 年度のこんにゃく芋の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成 24 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成 24 年 3 月 12 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 こんにゃく芋
- 2 割当数量<注> 別途公表
- 3 通関期限 平成 25 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第 5 の 1 に係る申請書の受け付けについては、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第 5 の 1 に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 平成24年4月2日(月)から同年4月10日(火)まで

(2) 平成24年8月1日(水)から同年8月3日(金)まで

(3) 平成24年12月3日(月)から同年12月5日(水)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

1 沖縄県に仕向けるものについては、関税割当申請書を提出する日において、沖縄県の区域内において、こんにゃく粉(精粉に限る。)又はこんにゃくの製造施設を有する者であって、それぞれ、こんにゃく芋(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)を沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内における消費のためにのみ使用することが確実に認められる者

2 1以外の地域に仕向けるものについては、次のいずれかに掲げる者

(1) 関税割当申請書を提出する日において、こんにゃく粉(精粉に限る。)又はこんにゃくの製造施設を有する者(以下「製造者」という。)であって、当該輸入こんにゃく芋を使用することが確実に認められる者

(2) 製造者を構成員とする中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の規定に基づく設立の認可を受けた同法第3条第1号の事業協同組合又は同条第3号の協同組合連合会(以下「組合等」という。転売を目的とせず、構成員からの委託を受けた場合に限るものとし、当該構成員が(1)に基づく申請を行っている場合を除く。)

(3) 生産者団体、原料団体、製造団体から構成される団体(転売を目的とせ

ず、製造者からの委託を受けた場合に限るものとし、当該製造者が(1)に基づく申請を行っている場合及び当該製造者から委託を受けた組合等が(2)に基づく申請を行っている場合を除く。)

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1に該当する者については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成23年度における割当実績を有する者であって、その後(3)の書類の内容に変更のないものは、(3)の書類の添付を必要としない。

(1) 前年度のこんにやく芋(荒粉)使用実績数量、こんにやく粉(精粉)製造実績数量及びこんにやく粉(精粉)又はこんにやく製品の販売実績数量を記載した書類(別記様式1及び2)

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の各月別のこんにやく芋(荒粉)使用計画数量、こんにやく粉(精粉)製造計画数量及びこんにやく粉(精粉)又はこんにやく製品の販売計画数量を記載した書類(別記様式3及び4)

(3) 下記の書類又は資料

ア コンニャク粉又はこんにやく製造の工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図

ウ 製造機械配置略図

エ 工場工程見取り図

オ コンニャク粉又はこんにやく製造機械設備一覧表(別記様式5)

カ 申請者の登記事項証明書(個人にあつては、住民票)

(4) この関税割当てにより割当てを受けたこんにやく芋を沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内における消費のためにのみ使用し、その他の地域には持ち出さない旨の誓約書

2 第5の2に該当する者については、次に掲げる書類を添付すること。ただし、平成23年度における割当実績を有しない者にあつては、(1)の書類の添付は直近3ヶ年とする。

- (1) 前年度のこんにゃく芋（荒粉）使用実績数量、こんにゃく粉（精粉）製造実績数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）（団体にあつては、構成員毎の実績を添付）
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の各月別のこんにゃく芋（荒粉）使用計画数量、こんにゃく粉（精粉）製造計画数量及びこんにゃく粉（精粉）又はこんにゃく製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式3及び4）（団体にあつては、構成員毎の計画を添付）
- (3) 下記の書類又は資料
 - ア コンにゃく粉又はこんにゃく製品の工場名及びその所在地を記載した書類
 - イ 工場配置図
 - ウ 製造機械配置略図
 - エ 工場工程見取り図
 - オ コンにゃく粉又はこんにゃく製造機械設備一覧表（別記様式5）（団体にあつては、構成員毎のこんにゃく粉又はこんにゃく製造機械施設一覧表を添付）
 - カ 申請者の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（1の(4)を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

- 1 第5の1に係るものについては、申請数量の範囲内において、使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 2 第5の2に係るものについては、申請数量の範囲内において、使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がこんにゃく芋の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第10 報告

割当てを受けた者は、当該期間における各月のこんにゃく芋（精粉）の製造数量及びこんにゃく製品販売数量実績報告書1部（別紙様式6）（団体にあつては、構成員毎の実績を添付）を、平成25年4月11日までに農林水産省生産局長に、第5の1に係るものについては、内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
ただし、第5の1に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成18年7月31日付け18国際第488号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第3条第2項）

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第5条）
- 5 沖縄総合事務局長は、第5の1に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省大臣官房国際部長に提出することができる。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

<注> 本公表による関税割当ては、荒粉換算数量により行うものとし、荒粉換算数量は、生芋数量に0.158を、精粉数量に1.761を乗じて得た数量とする。